

「（仮称）Landport 京都伏見」に係る手続の実施状況及び
今後のスケジュールについて（第 2 類事業※）

※ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業及び建築基準法
第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業

令和 5 年 11 月 22 日	事業者から配慮書案の提出（環境影響評価手続の開始）
11 月 28 日	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・ 市民意見募集の開始
12 月 20 日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
12 月 27 日	・ 縦覧終了 ・ 市民意見募集の終了（市民意見なし→見解書提出不要）
（本日） 令和 6 年 2 月 2 日	
	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
（以降）	・ 答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	・ 公告 ・ 縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） （環境影響評価手続の終了）

(参考) 環境影響評価（計画段階環境配慮）の手続の流れ

